

## 「国際機構研究の諸アプローチに関する一考察」

杉 浦 功 一\*

### A Study of the Approaches to Research on International Organizations

Koichi Sugiura\*

#### Abstract

This article examines research on international organizations. Reviewing the history of such studies we can identify five approaches: realist, liberalist, structuralist, sociological, and organizational theory approaches. Each embodies certain assumptions about the role and function of international organizations and the causes of changes in the organizations' activities. We can study the activities of international organizations most effectively by combining these approaches.

#### キーワード

国際関係論、国際機構研究、諸アプローチ

#### I はじめに

20世紀後半になると、国際機構の数は急速に増大し、その権限も増した<sup>1</sup>。特定の政策領域では、世界貿易機関（WTO）のように、加盟国に対して法的拘束力を持つ決定を下しうる場合さえある。国際機構がどのように機能し、どのようにその制度や活動を変化させるかは、「政府なき統治」の今後を考える際に重要である<sup>2</sup>。しかしながら、個々の国際機構の役割、制度及び活動は、その設立条約を見るだけでは理解しえない。国際社会における国際機構の役割と機能、その制度と活動の形成と変化及びその変化の要因について、多様な理解が存在している。その多様さは、そもそもより広い国際政治・国際関係観と結び付いている。国際機構に関する研究をいっそう豊かなものにするには、そのような国際機構に対する多様な見方と分析方法を整理する必要がある。

しかし、現在では、国際機構研究は、(新) 現実主義や国際レジーム論、グローバル・

\*すぎうら こういち：大阪国際大学法政経学部非常勤講師

〈「投稿者資格基準」第4項・⑦により承認 2002.11.18受理〉

ガバナンス論といった国際関係の諸理論・諸アプローチの中に埋もれ、国際関係論における独立した研究分野としてのアイデンティティーを失っている。そこで、本論文では、これまでの研究成果を整理し、広い国際関係観と結び付けつつ、期待される国際機構の役割や機能、国際機構の制度や活動の変化の特に強調される要因及びその分析方法を、いくつかの国際機構研究の「アプローチ」としてまとめる。ただし、最後に結論付けるように、導き出される諸アプローチは、必ずしも矛盾・対立しあうものではなく、国際機構の役割・機能及びそれらが形成・変化する際に働く要因について、別々の側面に焦点を当てるものである。それぞれのアプローチを組み合わせることで、国際機構を有効に分析することが可能になる。

第2節では、これまでの国際機構研究の歴史を、国際関係論全体の変遷と関係させながら概観する。第3節では、国際機構研究をいくつかのアプローチに分類する。

## 2 国際機構研究の歴史と現在

そもそも、国際機構は、グロティウスやカントらに始まる国際関係の理想主義・自由主義の思想の影響から、国際平和に向けた恒常的な国際協力の望ましい一形態として注目されてきた<sup>3</sup>。しかし、実際の発達の理由は、近代に入って国家間の交流が拡大するのに伴って生じた行政・機能上の必要からである<sup>4</sup>。19世紀に、国家間の交流が拡大する中で生じた国際的な問題を解決するため、国際河川委員会や国際行政連合が誕生した。20世紀初頭には、本格的な普遍的国際機構である国際連盟が生まれた<sup>5</sup>。国際機構の活動の最初の具体的な分析・研究は、法的・制度的な分析であった<sup>6</sup>。

1945年には、国際連合が発足した。そこでは、安全保障理事会（以下、安保理）で主要な戦勝国である常任理事国が拒否権を持つように、当時の国際関係における権力関係が反映された。同時に、理想主義・自由主義の流れを汲む「機能主義」の思想も、その機構構造に反映された。機能主義とは、人間のニーズを政策領域（「機能」）ごとに分けて、それらを充足することから国際協力を進めようとする思想である<sup>7</sup>。その思想は、国連に政策分野別の多数の専門機関が設けられたことにも現れた。ここで、国際機構の役割は、現実主義と機能主義という2つの広い国際関係観に支えられることとなった。

第二次世界大戦後の国際機構の分析・研究では、従来の法的・制度的研究のほか、戦後アメリカにおける行動主義的政治学の勃興の影響を受けて、総会における加盟国の投票行動といった国際機構内部の政治過程に焦点を当てた実証的な研究が盛んになった<sup>8</sup>。また同様に、政治過程としての政府エリート間の国際的な相互作用に焦点を当てた「新機能主義」も盛んになった<sup>9</sup>。

新機能主義は、EC（欧州共同体）など地域統合に特に焦点を当てたが、機能主義以上に国家間の超国家的な統合を志向するものであった。国際機構にも、単なる機能的・行政的な役割を超えた、超国家あるいは社会的共同体としての役割が期待された<sup>10</sup>。加えて、新機能主義は、研究対象として、一つの「組織」として十分に発達したECを特に扱ったこともあり、機構内における政治過程とエリートの価値観の変化を分析する際に、企業組

織の分析で発達した経営学や組織社会学の知見を援用することが試みられた<sup>11</sup>。

しかし、1970年代になり、冷戦と南北対立によって、国連が国際平和におけるその本来の役割を果たしえず、欧州統合も加盟国間の対立によって行き詰まると、国際関係・国際協力の研究全体が、公式で制度的な国際機構から、国家間の相互依存や国際レジームなど、より非公式で非制度的なものへと焦点が移っていった<sup>12</sup>。国際レジームなど国際制度による国際協力の可能性に焦点を当てるものは、国際機構に注目した先の自由主義や（新）機能主義、すなわち「旧」自由主義的制度主義に対して、特に「新自由主義的制度主義」（neoliberal institutionalism）と呼ばれる<sup>13</sup>。そこでの国際機構は、国際レジームの一部として、その管理を担う常設的な機関と位置付けられた。

同時期には、アナーキーな国際関係の構造に注目し、覇権による以外の国際協力の可能性に否定的である「新現実主義」も盛んになっていった<sup>14</sup>。1980年半ばからは、新自由主義的制度主義との間で、国際協力の可能性について論争が行われた<sup>15</sup>。しかしいずれにせよ、国際機構そのものは、もはや中心的な研究対象ではなくなっていった。

これら「現実主義」「自由主義」という伝統的な二つの流れに加えて、1970年代には、「構造主義」が生まれた。それは、国際的な資本主義の構造が中心国と周辺国という不均衡な関係を生み出していることに注目するものである。国際関係は、国際的な経済構造によって規定され、現在の国際秩序は先進国と発展途上国それぞれの資本家階級の有利なものになっているとする。この流れからは、「従属論」及び「世界システム論」が生まれた<sup>16</sup>。国際機構の役割・行動は、（国際）経済構造によって規定されるとして、やはり独自の注目は与えられなかった。

このように、1980年代の終わりまでには、国際関係論では、「（新）現実主義」「自由主義」「構造主義」が主要な研究のアプローチとなった。しかし、いずれでも、国際機構は、大きな政治の流れにおける補助的・受動的な存在とみなされ、国際関係・国際協力の分析における独立した対象ではなくなった。

冷戦が終結すると、急速に国際協力が進展した。1992年にマーストリヒト条約が締結され、欧州連合（EU）が誕生し、欧州統合がいつそう進むなど、地域的な国際協力が盛んになった。また、国連による平和維持活動が活発に行われ、環境問題をはじめとして新しい地球的諸課題に対応するために多数の国際会議が行われた。このような国際関係の変化を受けて、国際関係論と国際機構研究にも変化が見られるようになった。

まず、（新）現実主義と新自由主義的制度主義という二大潮流に対して、「（社会学的）構築主義（Social constructivism）」と呼ばれるアプローチも盛んになっていった<sup>17</sup>。従来の（新）現実主義や、新自由主義的制度主義では、国家など国際関係の行為主体は、選好が所与であり合理的に行動する主体とされた<sup>18</sup>。しかし、冷戦の終結によるイデオロギー対立の終焉と同時に、人権やデモクラシーといった西側先進諸国の規範が国際的に受け入れられ広まった。その一方で、ナショナリズムの勃興による民族紛争の激化、安全保障の概念の変化、環境問題への取り組みの活発化が起きるようになった。このように、国際関係において、アイデンティティーや新しい規範・価値に関わる国際的な現象が頻繁に現れるようになった。そこで、国際・国内社会の規範、価値及び理念がどのように生成、普及、

変化し、それが主体の選好や行動に変化を与えるのかを、社会学の手法を用いて研究する(社会)構築主義が注目されるようになった<sup>19</sup>。ところで、安全保障、開発、人権、環境といった国際的な規範や概念の形成・変化において、国際機構の果たす役割は小さくない。そこで、国際レジームや国際機構の研究にも、構築主義に基づく研究が見られるようになった<sup>20</sup>。

同時期には、環境問題といった地球的課題群(グローバル・イシューズ)の増大と、それらへの地球規模の取り組みが活発化した現状を説明し、さらに取り組みを促すために、「グローバル・ガバナンス論」が出現した<sup>21</sup>。それは、環境や人権といった個々の問題領域ごとに国際制度ができ、それが世界全体に張りめぐらされることによって、集権的な世界「政府」(government)がなくとも地球全体の「統治」(governance)が存在しようと主張するものである。

この議論では、主権国家の凋落とNGOや個人など非国家的主体の勃興とその役割が強調され、権力政治に対して国際協力が強調される点で、伝統的な自由主義・理想主義の価値観が共有される。しかし他方で、地球市民社会の役割や国際的な統治のメカニズムそのものの民主化が強調されるように、新しい規範的志向も有している。分析面では、このグローバル・ガバナンスの議論は、新自由主義的制度主義や国際レジームの議論を援用しつつも、それら一般に欠けていた諸国際レジーム間の関係や、国内政治と国際レジームの連関関係により注目している<sup>22</sup>。このグローバル・ガバナンスの議論では、国連など国際機構の役割も重要視され、そのあり方についてさまざまな分析や提言がなされた<sup>23</sup>。特に、地球市民社会、すなわちNGOと国連の関係が注目されている<sup>24</sup>。

これらに加えて、構造主義と構築主義及び、上記のグローバル・ガバナンスの議論を融合させた、コックスらの「新しいマルチラテラリズム(new multilateralism)」の議論が生まれた<sup>25</sup>。それは、特に国際的な経済構造の変化に注目しつつも、思想や価値なども含めて広く国際的な構造を規定した上で、その構造の歴史的な変化に注目し、その中で国際制度や多国間関係のあり方(=マルチラテラリズム)をみるものである。マルチラテラリズムは、第二次大戦後の、国際的な自由主義経済体制を軸として覇権国であるアメリカによって指導される「覇権的(hegemonic)」マルチラテラリズムから、1970年代以降アメリカの覇権が低下してからは、先進諸国が支配する集団的な「ポスト覇権的(post-hegemonic)」マルチラテラリズムへ移行しつつあるとする。さらに現在、自由主義経済体制の弊害を糾弾する社会運動が現れ、国際制度(さらにはグローバル・ガバナンス)の民主化や平等な世界秩序を求める「新しい(new)」マルチラテラリズムへと展開しつつあることを主張する。その中での国際機構は、歴史的な環境と広義の「制度」の中に埋め込まれた存在である<sup>26</sup>。例えば、国連は、安保理の構成や常任理事国の拒否権の存在、あるいは憲章第53条の敵国に関する規定にみられるように、第2次大戦直後の国際環境より生まれたとする。現在、歴史的な構造の変化で、国際機構もその役割の変化が求められているとする。

以上から、国際機構研究は、第1に、第二次大戦後の国際協力の促進という観点から、冷戦後のグローバル・ガバナンスや世界秩序という広い文脈への位置付けへ変化したとい

える。第2に、法的・制度的分析から行動主義的分析を経て、より規範的な視点からの分析へと焦点が移ってきたといえる。現在では多様なアプローチが存在するが、国際関係に関する基本前提と国際機構の役割・変化についての見方から、大きく以下の5つのアプローチに分けることができよう。すなわち、第1に、伝統的な現実主義や新現実主義の流れを汲む「現実主義的アプローチ」、第2に、(新)機能主義や国際レジーム論、グローバル・ガバナンス論の影響の流れを汲む「自由主義的アプローチ」、第3に、世界システム論の流れを汲む「構造主義的アプローチ」、第4に、(社会)構築主義の流れを汲む「社会学的アプローチ」、さらに、第5に、それらを補足するものとして「組織論的アプローチ」である<sup>27</sup>。現在の国際機構や国連に関わる研究は、これらのアプローチが組み合わせられたものである。そこで次に、それぞれのアプローチについて詳しくみていきたい。

### 3 国際機構研究の諸アプローチ

ここでは、上記の国際機構の分析・研究の諸アプローチそれぞれについて、国際関係に関する基本的な前提はどのようなものであり、そこにおける主な行為主体は何かを述べる。その上で、それぞれが想定する国際機構や国連に求められる役割と、国際機構や国連の政策・制度的変化の要因をみていく。

#### 3.1 現実主義的アプローチ

現実主義的アプローチにおいては、国際関係における行為主体は主権国家のみである<sup>28</sup>。主権国家は、法的には、実際の国力や国内の政治体制とは関係なく、平等な存在である。この法的に平等な主権国家からなる国際システム(＝主権国家システム)は、同時に、アナーキーという国家の上位に立つ権威が存在しない政治構造でも特徴付けられる<sup>29</sup>。そのような構造のもとでは、主権国家は、自らの利益の増進と生存のために「権力政治」を行わざるをえない。その際、主権国家は所与の選好・目的をもった統一体として合理的に行動する。権力政治の動態の中では、一部の国家が国際関係において大きな影響力をもつ場合がある。なかでも、国際関係において圧倒的な影響力を有する国家は「覇権国」と呼ばれる。ただし、アナーキーの下での権力政治は、無秩序とは同義ではない。国家間の合従連衡による勢力均衡は、国際関係に一定の秩序をもたらす。また、国際法や外交儀礼など、主権国家システムを維持するための一定の規範やルールが国家を規律し、いわゆる「国際社会」が形成されている<sup>30</sup>。覇権国は、自らの利益を維持するためにそのような国際的なルールや制度を生み出すことがある<sup>31</sup>。国際関係は、国際社会に存在する所定のルールの下で、主権国家による権力政治が行われているものとみることができる。

以上のような国際政治の性質のもとで、国際機構は、国家の利益を増大するための道具とみなされる。特に、覇権国のような国際関係においてより国力を有する国家が、自らの国際関係における地位を維持・増進させるための道具として、国際機構を作り維持する<sup>32</sup>。国連の安保理の拒否権や世界銀行・IMFの加重多数決制度のように、国家間の国力の違い

が制度化されている場合もある。また、国家の上位に立つ権威の不在という国際構造は、国際機構の法制度にも反映されており、国際機構の決定は、国連憲章第7章に基づく安保理の決議などを除き、国家を拘束する力を原則としてもたない<sup>33</sup>。

国際機構の活動や制度は、国家間の力関係によって変化する。例えば、世界銀行・IMFといった国際経済機構の役割は、1960年代以降の覇権国アメリカの衰退に伴い、先進諸国によって共同で自由主義的な経済体制を維持するように変化した。同時期、国連では、多数の発展途上国の独立と国連への加盟によって、国連貿易開発機関（UNCTAD）の設立をはじめ、途上国の意思を反映した制度・政策が形成されていった。ただし、国際機構は主権国家の平等原則に基づく一国一票制を導入する 경우가多く、加盟国間の国力の差異と乖離が生じることがある。そのため、途上国による新国際経済秩序の追求に対する先進諸国の反発や国連離れのように、国際機構の活動に深刻な問題を生じさせることがある。

このアプローチは、依然として強い有効性を保っている。しかしながら、アメリカは圧倒的な国力を持つにもかかわらず国連の運営を思うままにできない場合が多々あるように、国際政治における国力の差だけでは、国際機構の活動は説明しきれない。そもそも、国際機構の活動において、NGOや多国籍企業の影響力が意思決定から実施まで増しつつある<sup>34</sup>。国家のみを主体とするこのアプローチでは、そのような変化を分析の射程に入れることができなくなりつつある。

### 3.2 自由主義的アプローチ

自由主義的アプローチでは、国際関係における主体は、主権国家のみならず、多国籍企業や国際機構、NGOなど非政府的な主体も含まれる<sup>35</sup>。国家は、必ずしも統一された主体とはみなされない。政府の各部局や政治家が、独立した主体とみなされる場合がある。国家の選好は、国内の多元主義的な政治過程の結果もたらされる<sup>36</sup>。国際関係の構造について、現実主義的アプローチと同様に、国家の上位に立つ権威は存在しないとする。しかし、覇権国が存在しなくとも国際協力は可能であり、国際的な自由市場の維持や環境問題の規制などのために必要な国際（地球）公共財が、国家間の協力によって提供されるとする<sup>37</sup>。継続的な国際協力のために、国際法や国際レジーム、国際機構などの国際制度が設けられ、それらによって国家等の行動は規律される。また、このアプローチでは、国家からなる「国際社会」のみならず、個人・企業も含めた非政府的主体とその行動によって形成される「地球社会」や「トランスナショナルな社会」が存在することが想定される。それら社会では、デモクラシー、人権、自由市場など、自由主義的な価値が普及している。国家を超えた活動の活発化、中でも、現在の経済のグローバル化と自由化を歓迎する。

このような国際関係の性質のもとで、国際機構は、次のような役割・機能を持つと想定される。第1に、国際的な問題を解決し、国家間の協力を促進する役割を担う。国際機構は、相手の意図や共通の利害などを教えることで各行為主体の情報不足を補い、相互の不信を生むような不確実性を低減させ、国際協力を促す。また、国際的な問題に関して、情報の収集や分析、解決法の提示を行い、国際協力による解決を容易にする。さらに、決定

された国際的な決定の遵守のために、国家の行動の監視や支援を行う<sup>38</sup>。

第2に、国際機構は、金融問題や環境問題など、加盟国間の利害対立が少なく、専門的で、上記の機能が有効に使える「ロー・ポリティクス」において、特に大きな役割を果たしうる。その場合、国際機構の運営は、加盟国等による政治的な意思決定よりも、中立で専門的な国際官僚による方が効果的・効率的で望ましいとされる<sup>39</sup>。

第3に、国際機構は、人権、デモクラシー、市場経済、経済のグローバル化など、自由主義的な価値や制度を推進する。第4に、このような一連の国際機構の活動は、国家だけでなく、非政府的主体も含めた多様な行為主体と協力して担われる。

国際機構の活動や制度は、国際市場における企業のように、国際社会で生じている問題の性質と、その解決を求める国家や非政府的主体の期待や需要、解決にかかるコストに応じて、自動的に変化する。国際機構は、国家間の相互依存と国家を超えた活動の増大に従って、必然的に拡大する傾向にある。その理由は、企業の設備投資のように、「埋没コスト」(sunk cost)といわれる、これまで投じられた費用が計算に入れられるためである。国際機構の変化・改革に必要なコスト自体も計算に入れられる。また、制度の実効性と効率性が重視され、行政学的な改革がなされる<sup>40</sup>。実際、既存の多くの国際機構が、自由主義的アプローチが想定する国際関係の構造に適合したものであることより、抜本的な改革よりも、実効性や効率性を向上させる行政学的で、漸進的な改革が好まれる<sup>41</sup>。

### 3.3 構造主義的アプローチ

構造主義的アプローチは、国際関係は国際的な経済構造によって規定されているとする。よって、国際関係の行為主体は、経済的な「階級」であり、国家は、階級の利益を実現するための道具に過ぎない。経済的な階級は、国家内に存在するのみならず、先進国と途上国の資本家階級の結び付きというように国家を超えて存在している<sup>42</sup>。現在の自由主義的な国際経済体制のもとでは、経済的な生産手段をもった資本家階級と先進諸国が国際政治と国際経済を動かしている。人権における経済活動の自由や競争原理など、資本主義経済を支える規範や価値、イデオロギーの役割も重視されるが、あくまで国際関係を規定するのは経済構造である。各国は、資本の集積の程度に応じて、大きく、中心国(地域)と周辺国(地域)に分けられる。経済のグローバル化と自由化の進展は、中心国と周辺国の間及び国内諸階級間の貧富の格差をさらに拡大し、南北間の対立の度合いを高めている。1999年12月のシアトルにおけるWTOの閣僚会議の横で、経済のグローバル化に反対する人々の激しい反対運動が行われたように、今の国際的な経済体制に反対する動きもある。いずれにせよ、国際関係は、国際的な経済構造によって動かされているとみる。

国際機構は、そのような国際的な経済体制・構造を支える制度であるとされる<sup>43</sup>。世界銀行やIMF、世界貿易機構(WTO)は、国連と比べても権限が強く、構造調整プログラムなどを用いて、途上国に自由主義的な経済体制の導入を求め、国際的な経済のグローバル化・自由化を支え押し進めている<sup>44</sup>。加えて、世界銀行やIMFのような国際金融機構では、出資額の多い先進国意思がより反映されるように加重票決制度が設けられている。

その一方で、国際機構が国際的な経済構造を変革するための道具となることもある。国連では1960年代以降、途上国が多数を占めるようになった。そこで、国連は、1974年の「新国際経済秩序」宣言とその後の動きに見られるように、途上国に不利な国際経済構造を再構築する場として利用された。しかし、国際経済に関わる活動については、国連はそもそも十分な権限を持っておらず、結局失敗に終わった。

国際機構の制度や活動の形成・変化は、国際的な経済体制・構造の変動によってもたらされる<sup>45</sup>。例えば、1970年代には、アメリカの経済的な覇権の低下と石油危機によって、IMFの政策・目的は、通貨の為替レートの維持から短期的な融資による国際的な金融システムの安定へと変化した。また、経済のグローバル化と競争の激化ともない、ECは関税同盟から通貨同盟へ深化していった。

### 3.4 社会学的アプローチ

社会学的なアプローチでは、国際関係における行為主体は、国家だけの場合もあれば、その他の非政府的主体も含む場合もある<sup>46</sup>。このアプローチのもっとも主要な論点は、それら国際関係における行為主体の選好は、所与のものではなく社会的・歴史的に構築されかつ変化するものであり、社会に存在する他の価値や規範の影響を受けるということである。ここで注目される規範とは、自由主義アプローチで注目される、制裁などを通じて主体の合理的計算に影響を及ぼすことでその行動を変化させる「規制的」(regulative)なものだけではない。行為主体にとって規範的な意味で「適切な」行為であるかどうかの判断に影響を与える、より「構成的」(constitutive)なものも含む<sup>47</sup>。そのような規範には、例えば、主権国家の平等、武力による脅迫や行使の禁止、人権の遵守、人道などがある。国際関係においては、それら価値や規範といったものの役割が重要となる。上位の強制的な手段をもつ権威が存在しない国家を超えた場においても、国際的な規範や価値が、国家やその他の行為主体を「拘束」しうる。

何のために、どのように国際的な規範が生み出され維持されるのかについては、さまざまな議論がある。現実主義・構造主義的な視点と結び付いて、自由市場や人権、デモクラシーなど、現在広まっている国際的な価値や規範の多くは、主要先進諸国が自らの政治・経済上の優位を維持するために広めてきたものであり、欧米先進諸国による社会・文化的な覇権の存在を指摘する議論がある<sup>48</sup>。あるいは、自由主義的な視点と結び付いて、環境問題への国際的取り組みのように、科学者や専門家からなる「知識共同体 (epistemic community)」などが、国際協力を促すために、新たに発見された科学的な知見を広めるという議論もある<sup>49</sup>。

国際的な価値や規範が生み出される場について、国内から生み出されることもあれば、国際会議など国際的な場から生み出されることもある。生み出された価値や規範が、国際的な場を通じて広まり、国内へ浸透していくこともあれば、その逆もある<sup>50</sup>。国際的な規範や価値が広められる媒体には、国家や国際機構、マスメディア、NGO、先の知識共同体などがある。

国際機構は、新たな価値や規範を生み出し、それを維持・促進する場とされる<sup>51</sup>。国家だけでなく知識共同体やNGOとも協力して、人権など国際的な諸規範を広めたり、1992年の国連環境開発会議（地球サミット）におけるように、環境に関する新しい規範や規則を生み出したりしてきた。デモクラシーに関する規範についても、国際機構はその形成・普及に関わってきた。

国際的な規範は、規範やルールがどの程度、加盟国や国際機構の行動に影響を及ぼすかは、実践の積み重ねや新たな決定によって高められる内容の明確さ、他の規範との整合性、規範が定められる手続きそのものの正当性、その生まれた歴史的なルーツなどによって変わる<sup>52</sup>。その点で、国際機構の中でも国連は、世界のほとんどの国家が加盟する国際機構であり、そこでの決定の国際的な正当性は高く<sup>53</sup>、また、決議や実践は、常設的で能力の高い事務局によって「貯蔵」され整理される。そのため、規範や価値の内容はいつそう明確となる。このように、新しい規範や価値を生み出し、維持・促進するものとして、国連の役割は重要である。

国際機構の制度や活動の変化は、自らもその生成・維持に関わる国際社会における価値や規範の変動によってもたらされる<sup>54</sup>。これらの価値や規範には、上で述べた各アプローチに関わるものも含まれる。自衛権の概念のように現実主義を支えるものもあれば、市場概念のように自由主義や構造主義に関わるものもある。1980年代の欧米諸国における、小さな政府指向などを特徴とする新自由主義・新保守主義的な価値の国際的な広まりは、国連に対しても合理化・効率化への圧力をもたらした<sup>55</sup>。

### 3.5 組織論的アプローチ

組織論的なアプローチは、国際機構を国際「組織」としてみるものであり、国際機構内部における国際官僚などの行為主体の自律的行動やリーダーシップ、組織内の政治過程、その「組織」としての特性に焦点を当てる<sup>56</sup>。

国際「組織」の構成員は、国際官僚や、各国政府からの全権代表や出向者、提携している専門家やNGOなどである。それらの行動は、これまでのアプローチから導かれるように、権力関係や合理性及び価値や規範の影響によって規定される。しかし、このアプローチでは、国際機構の組織としての特性により注目する。組織内の各構成員の選好・価値観や行動は、組織内部の権力関係、組織としてもつ能力や財政事情、組織独自の手続き、惰性或ルーティン化、組織内文化などの影響を受ける<sup>57</sup>。また、組織全体や内部の各部局は独自の利害を持ち、自己の存続・保身や拡大を図る傾向がある。国際機構もまた、このような組織としての特性をもつ。例えば、NATOは冷戦後も自らの存続を求めて新たな役割を模索し<sup>58</sup>、国連の1999年からの東ティモールでの平和（維持）活動では、事務局の平和維持局と政治問題局の間でのなわばり争いが国家構築支援を損なっているとされる<sup>59</sup>。

そのため、国際機構の変化は、必ずしも他のアプローチで前提とされるように外部の環境の変化に自動的に対応するわけではない。組織の外部の環境と内部との関係はより複雑なものである<sup>60</sup>。例えば、組織は、官僚制としての特性や、組織内部における利害関係、

知識の集積、文化によって硬直化し、外部から改革を推進する圧力がある場合でも、それらが改革を阻害することがある<sup>61</sup>。特に国際機構では、文化的に多様であり各国政府からの出向者が多いことに伴う国際組織ならではの問題がある<sup>62</sup>。そのため例えば、国際職員に人種や民族、地域、国家などへ配慮が求められたり、公務員の国籍国から政治的圧力がかかるといったことが起きている。

ここで留意すべきは、加盟国（とその代表）は、国際機構では、組織の構成員であると同時に外部の環境を構成するものでもあることである<sup>63</sup>。加盟国（とその代表）がどのような認識をもち、すなわち自らがその組織の構成員としてのアイデンティティを持って行動するかどうかによって、このアプローチの適用可能範囲が決まる。同様に、国際機構の意思決定や活動に参加するNGOや専門家なども、内部の構成員と部外者という二重の性格を持つ。逆に、これら各国の政府の代表や出向者、NGO、専門家が、組織内で協力して働くことによって、国家アイデンティティとは別に、新たなアイデンティティや連帯、忠誠心が生まれることもある<sup>64</sup>。

#### 4 おわりに

以上、国際機構研究のさまざまなアプローチについて整理した。それぞれに国際機構の役割への見方と形成・変化のダイナミズムに関する想定がある。しかし、みてきたように、これらのアプローチは、排他的で矛盾するのではなく、それぞれ国際機構の機能・役割、その活動の変化全体の側面に焦点を当てるものである。それぞれのアプローチを、組み合わせることで、国際機構の活動の分析を有効に行うことができる。

例えば、国際機構（そして国連）の制度や活動に変化をもたらす要因として、加盟国間の力関係、国際機構が持つ機能、国際社会の構造、国際機構内外で広まっている価値・規範及び国際機構の「組織」としての特性を導き出すことができる。もちろん、これらの要因は、すべての国際機構に一樣に働くのではないが、それらに注目すれば、国際機構の政治過程や活動の変化を分析し、今後の変化を予測するのはより容易となる<sup>65</sup>。

#### 注

1. 本論文における「国際機構」は、原則として政府間によって設立された国際機構である。しかし、運営においてNGOなど非国家的行為主体が参加する場合もある。
2. Rosenau, James N. and Ernst-Otto Czempiel (eds.), *Governance Without Government: Order and Change in World Politics*. Cambridge: Cambridge University Press, 1992.
3. 杉原高嶺・水上千之・白杵知史・吉井淳・加藤信行・高田映『現代国際法講義：第2版』有斐閣、1995年、248頁；最上敏樹『国際機構論』東京大学出版会、1996年、13-14頁参照。
4. 最上、1996年、前掲、23-24頁
5. 国際機構の歴史については、最上敏樹、1996年、前掲、第1章；横田洋三編著『新版 国際機構論』国際書院、2001年、30-36頁参照。
6. 国際機構法の研究については、高野雄一『国際組織法（新版）』有斐閣、1975年；中村道「日本における国際機構法研究」『国際法外交雑誌』第96巻第4・5号、1997年、120-149頁参照。政治学的

- な国際機構研究全般の変遷については、see, Kratochwil, Friedrich and John Gerard Ruggie, "International organization: a state of the art on an art of the state", *International Organization*, Vol.40, No.4, 1986, pp.753-775; Rochester, J. Martin, "The rise and fall of international organization as a field of study", *International Organization*, Vol.40, No.4, 1986, pp.777-813.
7. Jacobson, Harold K., *Networks of Interdependence. International Organizations and the Global Political System*, 2nd ed. New York: Knopf, 1984, pp.62-65; Mitrany, David, *A Working Peace System*. Chicago: Quadrangle Books, 1966; 大隅宏「世界の機能的協力と平和一機能主義の思想と実践一」日本平和学会編集委員会編『平和学一理論と課題』早稲田大学出版部、1983年、193-223頁; 城山英明『国際行政の構造』東京大学出版会、1997年、13-18頁参照。
  8. 例えば、Riggs, Robert E, Karen Feste Hanson, Mary Heinz, Barry B. Hughe and Thomas J. Volgy, "Behaviorism in the Study of the United Nations", *World Politics*, Vol.22, No.2, 1970, pp.197-236.
  9. Haas, Ernst B., *The Uniting of Europe: Political, Social, and Economic Forces, 1950-1957*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1958; Haas, Ernst B., *Beyond the Nation-State: Functionalism and International Organization*. Stanford: Stanford University Press, 1964; 嶋武彦『国際統合理論の研究』早稲田大学出版部、1985年。
  10. *Ibid* ほか、Deutsch, Karl W. et al. *Political Community and the North Atlantic Area. International Organization in the Light of Historical Experience*. Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1957.
  11. 新機能主義の研究者のハースは、セルズニックの組織論の議論を取り上げている。See, Haas, 1964, op.cit., ch.4; P・セルズニック著、北野利信訳『組織とリーダーシップ』ダイヤモンド社、1963年も参照。
  12. 相互依存の議論は、山本吉宣『国際的相互依存』東京大学出版会、1989年参照。初期の国際レジームをめぐる議論は、see, Krasner, Stephen D. (ed.), *International regimes*. Ithaca: Cornell University Press, 1983.
  13. See, Keohane, Robert O., *International Institutions and State Power*. Boulder: Westview Press, 1989. 現在ではむしろ、「新自由主義的(ネオリベラル)制度論(neoliberal institutional theory)の呼称が一般的である。その理由として、1980年代にその理論が当初提示されたとき、国際協力に否定的な(新)現実主義に対抗し、国際協力の可能性を主張するという、多分に規範的な要素があったため「主義」が使われたが、現在ではむしろ、(新)現実主義の前提を受け入れた上で、国際レジームなど具体的な分析枠組に関わる議論を行っていることが考えられる。See, Keohane, Robert O. and Lisa L. Martin, "The Promise of Institutional Theory", *International Security*, Vol.20, No.1, 1995, pp.39-51. 本論文では、両方の意味を含むものとして「新自由主義的制度主義」を使用する。
  14. 代表的な議論として、see, Waltz, Kenneth N., *Theory of International Politics*. Reading, Mass.: Addison-Wesley Pub. Co., 1979.
  15. Mearsheimer, John J., "The False Promise of International Institutions", *International Security*, Vol.19, No.23, 1995, pp.5-49; Keohane and Martin, op.cit.; Schweller, Randall L. and David Priess, "A Tale of Two Realism: Expanding the Institutions Debate", *Marshon International Studies Review*, 41, 1997, pp.1-32. ただし、現在の国際レジームをめぐる議論は、(新)現実主義の一部である覇権安定理論に基づくもの、経済学的なアプローチに基づくもの、後にみる社会学的なアプローチに基づくものなど多様である。See, Haggard, Stephan and Beth A. Simmons, "Theory of international regimes", *International Organization*, Vol.41, No.3, 1987, pp.491-517; Hasenclever, Andreas, Peter Mayer and Volker Rittberger, *Theories of international regimes*. Cambridge: Cambridge University Press, 1997; 山本吉宣「国際レジーム論」『国際法外交雑誌』95巻1号、1996年、1-53頁。「新自由主義的制度主義」として挙げられる国際レジームの議論は、もっぱらコヘインらの経済学的なアプローチに基づくものが中心である。

16. Jacobson, *op. cit.*, pp.68-72 ; Wallerstein, Immanuel, *Historical Capitalism with Capitalist Civilization*. London: Verso, 1995 (河北稔訳『新版 史的システムとしての資本主義』岩波書店、1997年) ; 西川潤『人間のための経済学』岩波書店、2000年。
17. 例えば、Adler, Emanuel, “Seizing the Middle Ground: Constructivism in World Politics” , *European Journal of International Relations*, Vol.3, No.3, 1997, pp.319-363 ; Finnmore, Martha, “Norms, culture and world politics: insights from sociology's institutionalism” , *International Organization*, Vol.50. No.2, 1996, pp.325-347 ; Ruggie, John Gerard, “What Makes the World Hang Together? Neo-utilitarianism and the Social Constructivist Challenge” , *International Organization*, Vol.52, No.4, 1998, pp.855-885 ; Wendt, Alexander, “Anarchy is what states make of it: the social construction of power politics” , *International Organization*, Vol.46, No.2, 1992, pp.391-425 ; Wendt, Alexander, “Constructing International Politics” , *International Security*, Vol.20, No.1, 1995, pp.71-81 ; 田中昌樹「国際関係理論の現在—国際関係理論における『構築主義 (constructivism)』の射程」『国際関係紀要』第9巻第1・2号、2000年、83-102頁参照。
18. Wendt, 1992, *op. cit.*, p.392. ただし、後にもみるように、(新)機能主義や新自由主義的の制度主義でも、目的に対する手段についての選好が、知識の変化などによって変化する可能性が想定されており、(社会学的)構築主義論との重なる部分がある。しかし、根本的なアイデンティティや価値観については所与としている点で、「(社会学的)構成主義」とは異なっている。
19. 例えば、アナーキーと主権国家システムに関する規範・価値の形成について、*ibid.*。
20. 国際レジームにおけるこのようなアプローチについては、see, Hasenclever, Mayer and Rittberger, *op. cit.*, ch.5 ; Sterling-Folker, Jennifer, “Comparing Paradigm or Birds of a Feather? : Constructivism and Neoliberal Institutionalism Compared” , *International Studies Quarterly*, Vol.44, No.1, 2000, pp.97-119. 国際機構については、Barnett, Michael, “The New United Nations Politics of Peace: From Juridical Sovereignty” , *Global Governance*, 1(1995), pp. 79-97 ; Barnett, Michael, “The United Nations and Global Security: The Norm is Mightier than the Sword” , *Ethics and International Affairs*, Vol.9, 1995, pp.37-54 ; 1997 ; Barnett, Michael N. and Martha Finnemore, “The Politics, Power and Pathologies of International Organizations” , *International Organization*, Vol.53, No.4, pp.699-732 ; 星野俊也「国際機構—ガヴァナンスのエージェント」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会、2001年、168-191頁参照。明確にこのアプローチを採用したものではないが、国連から生み出された規範の役割に注目したものとして、Steele, David, “Embedding UN Norm” , *The International Journal of Human Rights*, Vol.3, No.3, 1999, pp.62-96.
21. グローバル・ガバナンス (論) については、以下を参照。The Commission on Global Governance, *Our Global Neighborhood*, Oxford and New York: Oxford University, 1995 (京都フォーラム監訳『地球リーダーシップ—新しい世界秩序を目指して—』NHK出版、1995年) ; Finkelstein, Lawrence, “What is Global Governance” , *Global Governance*, 1(1995), pp.367-372 ; Henson, Martin and Timothy J. Sinclair (eds.), *Approach To Global Governance Theory*, New York: State University of New York Press, 1999 ; Rosenau and Czempiel (eds.), *Governance Without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992 ; Young, Oran R., *International Governance*. Ithaca: Cornell University Press, 1994 ; Young, Oran R. (ed.), *Global Governance*, Massachusetts: The MIT Press, 1997 ; Young, Oran R., *Governance in World Affairs*, Ithaca: Cornell University Press, 1999 ; 大芝亮「グローバル・ガバナンス論について」『外交時報』No.1314、1997年、4-12頁 ; 大芝亮、山田敦「グローバル・ガバナンスの理論的展開」『国際問題』No.438、1996、2-14頁 ; 太田宏「グローバル・ガヴァナンス論の過去と『現在』」『外交時報』No.1351、1998年、47-60頁 ; 大八木時弘「地球環境問題へのグローバル・ガバナンス・アプローチ」信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』国際書院、2000年、69-100頁 ; 渡辺・土山編、『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会、2001年参照。

22. 河野勝「国内政治からの分析—日本の温室効果ガス削減の事例」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会、2001年、264-285頁参照。
23. The Commission on Global Governance, *op.cit.* ; Young, 1994, *op.cit.*, ch.7.
24. 例えば、Charnovitz, Steve, “Two Centuries of Participation: NGO and International Governance”, *Michigan Journal of International Law*, Vol.18, No.2, 1997, pp.183-286 ; 馬橋憲男『国連とNGO—市民参加の歴史と課題』有信堂高文社、1999年 ; 福島安紀子「国際連合とNGOのパートナーシップ」『計画行政』第21巻第2号、1998年、15-20頁参照。
25. Cox, Robert W., “Multilateralism and world order”, *Review of International Studies*, 18, 1992, pp.161-180 ; Knight, W. Andy, *A Changing United Nations: Multilateral Evolution and the Quest for Global Governance*. New York: PALGRAVE, 2000 ; Schechter, Michael G. (ed.), *Innovation in Multilateralism*. Basingstoke: Macmillan, New York: St. Martin's Press, Tokyo : United Nations University Press, 1999.
26. See, Knight, *op.cit.*
27. 国際機構への諸アプローチの分類について、Archer, Clive, *International organizations*, 3rd (ed.) London; New York: Routledge, 2001, ch.4 ; Cox, 1992, *op.cit.* ; Jacobson, *op.cit.*, ch.4 ; Taylor, Paul, “Prescribing for the reform of international organization: the logic of arguments for change”, *Review of International Studies*, Vol.13, No.1, 1987, pp.19-38 ; 最上、1996年、前掲、7章も参照。また、国際機構研究は、みてきたように国際制度の一つとして、国際レジームへのアプローチと共通する部分が多い。See, Young, 1994, *op.cit.*, ch.1 and 7. 国際レジームへの諸アプローチも参照のこと、see, Hasenclever, Mayer and Rittberger, *op.cit.*
28. このアプローチについては、Cox, 1992, *op.cit.*, pp.167-169 ; Taylor, *op.cit.*, pp.23-26 ; 最上、1996年、前掲、252-254頁参照。
29. Waltz, *op.cit.*
30. Bull, Hendly, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*. London: Macmillan Press, 1977 (ヘンドリー・ブル著、白井英一訳『国際社会論』岩波書店、2000年)。
31. Keohane, Robert O., *After Hegemony*, Princeton University Press, 1984 (ロバート・コヘイン著、石黒馨・小林誠訳『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房、1998年)
32. Keohane, 1984, *op.cit.* ; Doyle, Michael W. and Rachel L. Masse, “Intergovernmental organization and the environment: Introduction”, in Pamela S. Chasek (ed.), *The global environment in the twenty-first century: Prospects for international cooperation*, Tokyo, New York, Paris: United Nations University Press, 2000, pp.347-348 ; G. ジョン・アイケンベリー「制度、覇権、グローバル・ガヴァナンス」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会、2001年、69-97頁
33. 国連憲章第7章の安保理による強制行動の決定や国際機構の内部規則などが例外である。ただし、それも国連憲章という国家間条約の規定に基づいたものである。よって、国家が自らの意思に反して押し付けられたものではなく、自らが締結した条約に自ら従っているだけであるとも言える。
34. See, Lee, Kelley, David Humphreys and Michael Puch, ““Privatisation” in the United Nations System: Patterns of Influence in Three Intergovernmental Organizations”, *Global Society*, Vol.11, No.3, 1997, pp.339-357 ; Weiss, Thomas G. and Leon Gordenker (eds.), *NGOs, the UN, and Global Governance*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, 1996.
35. See, Cox, 1992, *op.cit.*, pp.169-173 ; Taylor, *op.cit.*, pp.26-29.
36. Moravcsik, Andrew, “Taking Preferences Seriously: A Liberal Theory of International Politics”, *International Organization*, Vol.51, No.4, Autumn 1997, pp.513-53.
37. Kaul, Inge, Isabelle Grunberg and Marc A. Stern (eds.), *Global Public Goods*. Oxford: Oxford University Press, 1999 (FASID国際開発研究センター訳『地球公共財—グローバル時代の新しい課題—』日本経済新聞社、1999年)

38. 以上、Chayes, Abram and Antonia Handler Chayes, *The New Sovereignty*. Massachusetts: Harvard University Press, 1995 ; Keohane, 1984, *op. cit.* ; Doyle and Massey, *op. cit.*, pp.348-351.
39. United Nations Research Institute for Social Development, *Globalization and Citizenship*, Report of the UNRISD International Conference, Geneva, 9-11 December 1996, P7. [<http://www.unrisd.org>]より入手。
40. 行政における「実効性」と「効率性」については、西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990年、7章を参照。
41. Haas, Ernst, *When Knowledge Is Power*, University of California Press: Berkeley, 1990 ; Knight, *op. cit.*のいうところの「適応」(adaptation) が採用される。
42. Wallerstein, Immanuel, *Historical Capitalism with Capitalist Civilization* London: Verso, 1995 (河北稔訳『新版 史的システムとしての資本主義』岩波書店、1997年)
43. Cox, 1992, *op. cit.*, pp.173-176 ; Hills, Jill, "Dependency theory and its relevance today: international institutions in telecommunications and structural power", *Review of International Studies*, Vol.20, No.2, 1994, pp.169-186 ; Tandon, Y., "The Interpretation of International Institutions from a Third World Perspective", in Paul Taylor and A. J. R. Groom (eds.) *International Organization: A Conceptual Approach*. New York: Nichols Publishing Company, 1978, pp.357-380.
44. Hills, *op. cit.*
45. See, Zoninsein, Jonas, "Implications of the Evolving Global Structure for the UN System: A View from the South", in Michael G. Schechter (ed), *Innovation in Multilateralism*, Basingstoke: Macmillan, New York: St. Martin's Press, Tokyo: United Nations University Press, pp.166-201.
46. 前者については、例えばWendt, 1992, *op. cit.* ; Wendt, 1995, *op. cit.* 参照。
47. パーネットや、フィンモアとシッキンの「規制規範 (regulative norms)」と「構成的規範 (constitutive norms)」の区別を参照。See, Barnett, 1995, *op. cit.* ; Finnemore and Sikkink, *op. cit.*, p.891.
48. Gill, Stephen R., *American Hegemony and the Trilateral Commission*. Cambridge: Cambridge University Press, 1990 (遠藤誠治訳『地球政治の再構築：日米欧関係と世界政治』朝日新聞社、1996年)。
49. Haas, Peter M., "Introduction: epistemic communities and international policy coordination", *International Organization*, Vol.46, No.1, 1992, pp.1-35.
50. Finnemore and Sikkink, *op. cit.* Koh, Harold Hongju, "Why Do Nations Obey International Law?", *The Yale Law Journal*, Vol.106, No.8, 1997, pp.2599-2659.
51. 星野、前掲。
52. Franck, Thomas M., "Legitimacy in the International System", *The American Journal of International Law*, Vol.82, 1998, pp.705-759.
53. Claude, Inis L. Jr., "Collective Legitimization as a Political Function of the United Nations", *International Organization*, Vol.20, No.3, 1966, pp.367-379.
54. 鈴木一人「国際協力体制の歴史的ダイナミズム：制度主義と「政策論理」アプローチの接合—欧州宇宙政策を例にとりて—」『政策科学』(立命館大学)第8巻第3号、2001年、113-132頁参照。鈴木は、政策の目的、政策形成へ向けた行為のガイドライン、政策パフォーマンスを判断する価値からなる「政策論理」が、国際協力体制に影響を及ぼしているとする。
55. Kanninen, Tapio, *Leadership and Reform. The Secretary-General and the UN Financial Crisis of the Late 1980s*. Hague: Kluwer Law International, 1995.
56. 行動主義的政治学を応用して、組織内の政治過程を分析するものとしては、see, Cox Robert W. and Harold K. Jacobson et al., *The Anatomy of Influence: Decision Making in International Organization*, New Haven : Yale University Press, 1973 ; Kanninen, *op. cit.*。組織論 (組織社会学) の

- 観点より、国際機構をみた議論の代表的なものとしては、Gordenker, Leon and Paul R. Saunders, "Organization theory and international organization", in Paul Taylor and A. J. R. Groom (eds.), *International Organization: A Conceptual Approach*, New York: Nichols Publishing Company, pp.84-107; Ness, Gayl D. and Steven R. Brechin, "Bridging the gap: international organizations as organizations", *International Organization*, Vol.42, No.2, 1988, pp.245-273参照。国際機構におけるリーダーシップについては、Cox, Robert W., "The Executive Head: An Essay on Leadership in International Organization", *International Organization*, Vol.23, No.2, 1969, pp.205-230; 飯田敬輔「国際機構におけるリーダーシップ」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガバナンス』東京大学出版会、2001年、192-215頁参照。そもそも新機能主義論者とみなされるハースの議論においても、組織の外部環境（ここでは国際関係や加盟国になる）の変化に対応しながら、組織の目的を達成するための組織変革の方法を説く、経営学者であるセルズニックの組織論・リーダーシップ論が取り入れられている、脚注11とHaas E., 1990, *op. cit.*
57. Allison, Graham T., *Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis*. New York: Harper Collins Publishers. (グレアム・T・アリソン著、宮里政玄訳『決定の本質—キューバミサイル危機の分析』中央公論社、1977年)；ジェームズ・G・マーチ、ヨハン・P・オルセン著、遠田雄志訳『やわらかな制度—あいまい理論からの提言』日刊工業新聞社、1994年参照。
58. McCalla, Robert, "NATO's persistence after the cold war", *International Organization*, Vol.50, No.3, 1996, pp.445-475.
59. Suhrke, Astri, "Peacekeepers as Nation-builders: Dilemmas of the UN in East Timor", *International Peacekeeping*, Vol.8, No.4, pp.1-20.
60. C. I. バーナード著、山本安次郎、田杉競、飯野春樹訳『経営者の役割 = The functions of the executive』ダイヤモンド社、1968年参照。
61. Ascher, William, "New development approaches and the adaptability of international agencies: the case of the World Bank", *International Organization*, Vol.37, No.3, 1983, pp.415-439; Barnett and Finnemore, *op. cit.*; Crane, Barbara B. and Jason L. Finkle, "Organizational Impediments to Development Assistance: the *World Bank's* Population Program", *World Politics*, Vol.33, No.4, 1981, pp.516-553. 例えば、開発援助において、1980年代以降、国際社会全体で市民社会の参加を重視するアプローチが広まったが、その流れへの世界銀行、UNICEF、UNDPといった援助機関それぞれの対応の仕方が異なったのは、スタッフの学問的出自といった各組織独自の組織的な要素の影響のためであった。See, Stiles, Kendall W., "Civil Society Empowerment and Multilateral Donors: International Institutions and New International Norms", *Global Governance*, Vol.4, No.2, pp.199-216.
62. 黒神直純「国連における派遣制度の今日的意義と問題点」『岡山大学法学会雑誌』第49巻第3・4号、2001年、391-443頁参照。
63. 藤田久一『国連法 = United Nations law』東京大学出版会、1998年
64. Haas E., 1958, *op. cit.*; Haas P., 1992, *op. cit.*
65. 例えば、拙稿「国連と民主主義—民主化支援活動の形成過程より—」『六甲台論集—国際協力研究編—』第1号、15-44頁参照。